

高総第 188 号
令和 6 (2024) 年 8 月 22 日

高根沢町議会議長 神 林 秀 治 様

高根沢町長 加 藤 公 博

「農業委員と議員とのカフェ・ド・ギカイ」からの提言に対する回答について

時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、日頃から町政運営に関しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 7 月 4 日付け高議第 54 号により提言等のありましたことにつきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

■提言①

耕作放棄地の解消のためには土地改良による大区画化も必要であると思われるため、土地改良事業の推進を早急に進めること。

□回答①

過去の議会一般質問でもお答えしてきましたとおり、町としても「土地改良事業の必要性はある」と考えている一方で、事業の実施については、地域の農業者の皆さんの合意形成が図られることが大前提となります。

しかし、現在の地域の状況を見ても、地域コミュニティの力が低下していることに加え、農業者の高齢化や後継者・担い手の不足が進行していることにより、草刈りや泥上げといった日常的な保全作業や農業関連施設の維持管理が重荷となり、地域によっては個人の対応が限界にきている状況があります。

このような状況の中では、地域の農業者の皆さんの合意形成が図られることが大前提となる土地改良事業は、考え方は共有されても、地域単位で行動を起こすまでには至らないと想定しています。

そのため、まずは地域が一体となった広域的な保全管理体制づくりを行うことが急務であると判断し、令和7年度からの活動開始を目指して、多面的機能支払交付金制度を活用した町内全域を活動範囲とする広域的保全活動組織の設立準備を進めています。

土地改良事業については、こうした広域的な保全活動を実施する体制が構築され、取り組みを行っていく中で各地区の合意形成が図られれば、事業を進めることになると考えます。

■提言②

河川の草刈りについて、個々の農家の負担が減るような仕組みづくりを行うこと。

□回答②

本町が令和7年度から広域的に取り組む多面的機能支払交付金制度は、農村地域における農業者の高齢化や担い手の減少等に伴い、地域の集落機能の低下により支障が生じつつある農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的としています。

この制度では、地域の農業者等によって構成された組織が取り組む基礎的な農地維持につながる保全活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）や、農村環境保全活動（農業用施設等の補修・直営施工、植栽等）、地域資源の質的向上を図る活動（耕作放棄地対策や防災・減災対策等）等に係る経費について国・県・町が100%負担し、地域や農業者等個人は費用を負担することなく、活動に取り組むことができることから、負担軽減の手法の一つとして事業を推進してまいります。

ただし、河川や道路（農道）については、町河川愛護会等により草刈り等の作業を行っていただいている地域があると承知しておりますので、各地域の維持管理の在り方を引き続き協議しながら対応してまいります。

■提言③

新規作物の栽培に取り組む農業者へのサポートを行うこと。

□回答③

本町の基幹産業である農業を守り、持続的に発展させていくためには、次世代を担う農業者の育成・確保を図っていくと共に、新規作物の栽培に取り組む農業者へのサポートも重要であることから、これまでも県・町・JA・農業委員会等各支援分野で連携を取りながらサポートしておりますので、今後も引き続き地域のサポート体制を強化しながら進めてまいります。

また、費用面においては、新規就農者育成研修を受ける就農希望者等のうち研修修了後に町内で就農することが見込まれる者に対して、塩野谷農業協同組合が支給する研修手当に係る経費の一部を補助する「新規就農者育成研修事業」や、園芸作物の生産振興等を図るため園芸用パイプハウスや付帯設備を設置する際の資材費や張替え修繕等の更新費を補助する「園芸作物推進支援事業」による町独自の補助事業を実施しております。

そのほか、農業再生協議会の分野では、産地交付金として、県・町がそれぞれ推奨する作物を水田収益力強化ビジョンに基づき設定しており、本町においては、生産振興助成品目の設定基準として、5人以上の生産組織で、単位面積当たりの所得が、主食用米と比べて3年以上連続して高い実績があることを必須要件として位置付け、園芸作物の推進を図っております。

なお、現状、町設定の産地交付金対象野菜等については、「いちご」「えだまめ」「ねぎ」「なす」「トマト」「しゅんぎく」「たまねぎ」「アスパラガス」の8品目と「ごま」が対象となっておりますが、これ以外の品目であっても、生産振興助成品目の設定基準を満たすとともに本町における魅力的な産品となりえるものであれば産地交付金の対象として選定することも可能ですので、農業者の方が新規作物の栽培に取り組む際には、ご相談いただければと思います。

■要望

「たかねビア夏祭り盆踊り花火大会」の廃止を惜しむ声が多くある。帰省した家族の楽しみや、人を呼び込むイベントとして、花火大会の復活を求める。

□回答

「たかねビア夏祭り・盆踊り花火大会」は昭和54年にまちおこしの一環として開始し、毎年お盆の時期に開催される本町の象徴的なイベントとして、長い間、町民の皆さんに親しまれてきました。

この盆踊り花火大会は、行政が主体となり開催していましたが、運営にあたり協賛金を含めた多額の費用と多くの人員を要することから、当時の景気動向や町の財政状況を総合的に勘案した結果、平成20年を最後に休止にいたしました。

そのような状況の中、町民の皆さんにとって、ふるさとの象徴として、思い出に残るような新たな祭りのあり方について時間をかけて議論がなされ、模索する中で、町民有志の実行委員会が主体となり、現在の「たんたん祭り」が毎年開催されています。

このような経過も踏まえ、従前の夏の花火大会については「復活させたい」という町民の機運が高まり、町民や企業の惜しみない協力のもとで、実行委員会形式での開催が実現されることが適切と考えております。